

第4章 学校施設整備の基本的な方針等

第4章 学校施設整備の基本的な方針等

1 学校施設の規模・配置等の方針

今後の学校施設の長寿命化対策や改築等の実施期間は長期間にわたります。その間、社会的な情勢変化に伴う教育に対する社会的要請は、時代に応じて刻々と移り変わっていくことが予測されます。一方、学校教育機能として前提となる条件や普遍的な機能も存在しており、時代の変化によらず、一定の視点を貫く必要があります。

(1) 学校施設長寿命化計画の基本方針

① 学習環境・生活環境の向上

すべての子どもたちは、等しく教育を受ける権利があり、教育水準が進学する学校によって低下することがあってはなりません。

改築と既存校舎の長寿命化では、ハード面において、教室の面積などの物理的な差異が存在することがありますが、通学する学校によって教育水準が変わることのないよう環境を整えていきます。

学校施設を適正に維持管理していくためには、学習活動や体育活動、クラブ活動等の様々な観点から、子どもたちや教員にとってより良い学習環境・指導環境を提供し、望ましい教育環境の中で、日々の学習がなされていくことを最優先にしていく必要があります。また、学校は子どもたちにとって一日の大部分を過ごす生活の場でもあります。更には、放課後の過ごしが多様化する中で、学童保育クラブなど、放課後の時間も学校の中で過ごす子どもも多くおり、区では原則、学校敷地内に学童保育クラブを設置していく方針を打ち出しています。中学生においては部活動も大切な生活の一部です。

このような様々な役割をもつ学校施設ですので、ハード面において児童・生徒の安全性の確保を最優先におこなうとともに、放課後を含めた子どもたちにとって重要な居場所の一つとして、安心・快適に過ごせる環境を提供していきます。

② 子どもたちの社会性を育てる環境維持

子どもたちは集団の中で切磋琢磨しながらお互いに学びあいます。性格、行動、考え方や価値観の異なる多くの友人や異なる年齢との人間関係の中で、互いに刺激をし合い、成長・発達をしていきます。社会性を育む集団的な活動や行事が活発に行われ、子どもたちの社会性や協調性を養うことや、多面的思考力や公正な判断力など「生きる力」を身に着けることができる教育環境を確保するために、必要な学校の規模という視点をもって、望ましい教育環境を整えていきます。

③ 地域連携

学校は地域住民のスポーツ活動の場として、地域のコミュニティ活動の拠点として、校庭開放、施設開放によって夜間や週末・休日に利用される施設としての重要な役割も持っています。そして地域の安全を守ること、災害時の避難場所としての位置づけを忘れてはなりません。震災や異常気象による災害が発生するようになった今日では、地域社会との結びつきはこれまで以上に求められています。こういったことから、学校施設の長寿命化対策や改築等においては、地域の拠点としての役割を果たすことができるよう、地域の意見を取り入れながら進めます。

(2) 学校施設の規模・配置の方針

平成7（1995）年7月に東京都葛飾区立学校適正規模等審議会から「東京都葛飾区立学校の適正規模及び適正配置並びに学校施設のあり方の基本的な考え方について」という答申が出されています。この中では、大規模校・小規模校のデメリットや、適正規模・適正配置の考え方、適正化に向けての留意事項などについて述べられています。

① 適正規模について

答申では、小・中学校の適正な学校規模について、社会性を養っていくなどの観点から、「12学級から18学級を確保することが望ましい」としています。

② 学校施設の規模・配置の方針について

本区では、平成7（1995）年7月の答申を受け、平成10（1998）年から平成13（2001）年にかけて、小学校12校を6校に統合し、教育環境の向上に取組んできました。平成30（2018）年5月1日現在、適正標準規模12学級に満たない学校が、小学校では49校中9校（約18%）、中学校では24校中12校（約50%）あります。

今回行った児童・生徒数、学級数の推計では、区全体ではほぼ横ばいという結果でしたが、地域・学校別によっては増加や減少が見込まれているところもあります。各学校の児童・生徒数、学級数は、まちづくりの状況等により刻々と変化することから、これからもまちづくりの状況や人口変動などを注視し、適正な規模の学校を配置することを進め、学習環境を整えていくような施設整備を実施します。

2 改修等の基本的な方針

(1) 改修の方針

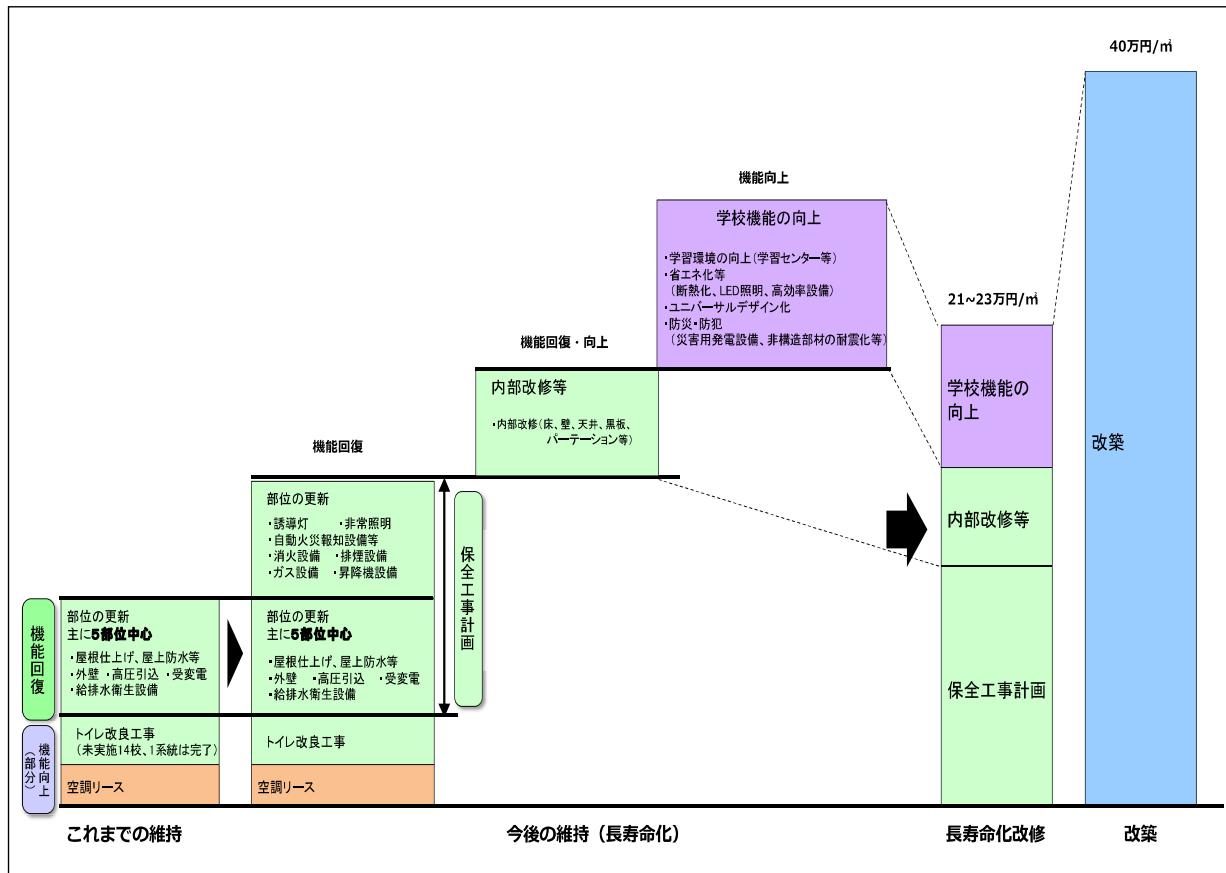
区は平成 29（2017）年3月に「葛飾区公共施設等経営基本方針～マネジメントサイクルの確立を目指して～」を策定し、施設の計画的・予防的な修繕を実施し、施設の長寿命化と財政負担の平準化を図るとしています。更には、マネジメントサイクルの必要性として、施設の性能維持に加え、予防保全型維持管理への転換を目指すとし、日々の点検を重視するため、それぞれの施設に応じたチェックの指標を設定していくことから始め、不具合や維持管理結果、建築基準法に基づく点検結果などを施設カルテに集約・一元管理するとしています。そこから現場に即した詳細な工事内容、実施時期を考慮した改修計画を策定していくマネジメントサイクルを考えています。ハード面のストックマネジメントだけでなく、区民ニーズの把握、サービス・事業のあり方のチェックといったソフト面のサービスマネジメントも含めたものになります。

長寿命化改修については、経年劣化に伴う損耗、機能低下に対する機能回復工事だけではなく、社会的な要求・要請に対応する機能性の向上を含めた大規模改修を実施していくものです。これまで学校の大規模改修と言えば、屋上防水や外壁塗装、受変電設備、給水設備、トイレ改良、空調（冷暖房）設備設置など、建物の躯体など施設の根幹に係る部分がそれでした。呼び方は違っても、これは長寿命化のための工事として根幹にあたるものであり、着実に進めてきましたが、これまで、限られた予算を効率的に執行するために、改修工事は、機能回復が中心でした。そのような状況においても、学校間のバランスに配慮しながら、出来る限り教育環境を向上するよう努めてきたところです。今後は、これまで実施が困難だった機能向上の改修工事についても、保全工事計画の工事に合わせて効率的に、学校施設の長寿命化改修を実施していきます。まずは、学校単位で3～5年かけて集中的に機能向上工事を実施することをモデル的に行います。

改修の場合、面積や構造などの制約があるため、改築（建替え）をした学校同様とはならない部分もありますが、子どもたちの学習環境、学校生活の機能向上を図っていくことによって、良好な環境を創出していきます。

また、学校施設は区の公共施設として、防災上の観点のみならずコミュニティの拠点や区民福祉の向上にも資する重大な役割を担っていることから、区民の大切な財産として効果的・効率的な改修に努めています。

図表 24 長寿命化改修について（イメージ図）



(2) 目標使用年数・改修周期の設定

これまででは、建築後 50 年程度で改築（建替え）してきましたが、保全工事計画では、建物の供用期間の目安を 60 年以上としました（※₁）。しかしながら、学校施設は、建築後 50 年以上の校舎を所有する学校がすでに 37 校あり、区の財政面を考えるとさらなる活用が必要です。今後は、建築後 80 年程度使用できるよう、以下の周期で長寿命化改修を行っていきます。

※₁ 「葛飾区区有建築物保全工事計画策定方針」（平成 28 年 2 月）における「参考：建物の耐用年数の考え方」

① 保全工事計画対象部位

保全工事計画に基づき、以下のとおりとします（※₂）

図表 25 保全工事計画対象部位と改修周期

大区分 対象部位	建築			電気					機械					
	屋根仕上げ	屋上防水等	外壁	高圧引込設備	受変電設備	自家発電設備	蓄電池設備	自動火災報知設備等	誘導灯・非常照明	給排水衛生設備等	消火設備等	空調設備等	排煙設備	ガス設備
改修周期	20	20	15	25	30	30	20	20	25	30	15	25	25	30
	30	30	40											

※₂ 改修周期は、計画的に実施するための順位付けの指標であり、改修周期の到来によりただちに改修が必要になるわけではありません。また、改修周期が2種類ある部位は、仕上げ材などの種類により周期が異なります。

② その他の部位

保全工事計画に基づく改修の時期に合わせ、概ね20年ごとに実施します。工事内容は、現場の状況や要望を踏まえて決定します。

日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」によれば、鉄筋コンクリート造の主要な建物の目標耐用年数は50～80年とされています。

建物の耐用年数は、このような物理的な観点のほかにも、施設の機能がニーズに合わなくなることや、機器、建物のレイアウトなどが時代に合わなくなり機能の著しい低下をきたす等の社会的な要素、大規模改修には仮設建物の建設が不可欠など、改修に多大なコストがかかる施設は、改築（建替え）の方が費用的に合理的であること等の経済的な観点からも耐用年数は変化します。

また、これらの耐用年数は建物それぞれのおかれた環境や使い方、建物仕様により大きく異なります。

したがって、計画上の建物の供用期間は60年以上を目安として考えていくものとします。